

2 地方分権の動き（答申、勧告等の概要）

地方分権推進についての動き

時 期	国 の 答 申、勸 告 等	立 法 措 置、国 の 取 組 等	
元年12月	・第22次地方制度調査会 「小規模町村のあり方についての答申」	地方自治法の一部改正 ・中核市制度の創設 (平成7年4月1日施行) ・広域連合制度の創設 (平成7年6月15日施行) ほか	
5年4月	・第23次地方制度調査会 「広域連合及び中核市に関する答申」		
10月	・臨時行政改革推進審議会(第3次行革審) 最終答申		
6年6月			
11月	・第24次地方制度調査会 「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」		
7年3月			市町村の合併の特例に関する法律の一部改正(平成7年4月1日施行) ・法の有効期限を平成17年3月31日まで延期 ・合併協議会に係る住民発議制度の創設等
8年3月	・地方分権推進委員会中間報告		地方分権推進計画閣議決定 " (第2次)閣議決定 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正(地方分権一括法による改正) (平成11年7月16日施行) ・住民発議制度の拡充、普通交付税の算定の特例の期間の延長、合併特例債の創設、地域審議会の設置等 市町村の合併の推進についての指針
12月	・" 第1次勧告		
9年7月	・" 第2次勧告 市町村合併と広域行政の推進ほか		
9月	・" 第3次勧告		
10月	・" 第4次勧告		
10年4月	・第25次地方制度調査会 「市町村の合併に関する答申」		
5月			
11月	・地方分権推進委員会第5次勧告		
11年3月			
7月			
8月		地方分権推進一括法施行	
12年4月			
10月	・第26次地方制度調査会 「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」		
11月	・地方分権推進委員会が市町村合併の推進についての意見を提出	自治省市町村合併推進本部が市町村合併の推進に係る今後の取組を決定	
12月		国の行政改革大綱閣議決定 (市町村合併の推進についても言及) 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正(平成12年12月6日公布施行) ・合併の場合に限り市となるべき要件が「人口3万人以上のみ」とされた (平成16年3月31日までの特例措置)	

事務の共同化等・市町村合併に関する主な答申、勧告等の概要

NO. 1

答申、勧告等	時 期	左 の 骨 子
<p>< 規模能力に応じた事務配分 > 第23次地方制度調査会「広域連合及び中核市に関する答申（中核市制度）」</p>	<p>平成 5年 4月19日</p>	<p>1 制度創設の趣旨等 市町村の規模、能力、態様は千差万別であること及び地域的な発展の状況も様々であることを考慮すれば市町村の規模能力に応じた事務配分を進めていくことが適当であるとする。このような観点から社会的実態としての規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化しできる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして地域行政の充実に資するため中核市の制度を創設する。</p>
<p>地方分権推進委員会 第2次勧告</p>	<p>平成 9年 7月 8日</p>	<p>- 2 市町村の規模、組織体制等に応じた全国的な制度としての事務委譲 (1) 委譲対象とする市町村の範囲の拡大 現在、指定都市・中核市等まで委譲されている事務のうち、一定の規模、組織体制等を有する市町村の事務として処理することが可能かつ適当と考えられる事務については、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、委譲の対象とする市町村の範囲を拡大するものとする。</p> <p>- 1 市町村合併の推進 (1) 市町村合併の推進に当たっては、大都市圏、地方中心都市とその周辺地域、過疎地域などの地域の実情に十分配慮した施策を講ずる必要がある。 この場合、市町村の規模と権限との関係が重要な位置を占めると考えられることから、国は、政令市や中核市の権限の一層の拡大、中核市に準ずる市の特例の創設及びこれに委譲すべき権限等について、地方分権推進計画に間に合うよう検討を行う。</p>
<p>< 事務の共同化 > 第23次地方制度調査会「広域連合及び中核市に関する答申（広域連合制度）」</p>	<p>平成 5年 4月19日</p>	<p>1 制度創設の趣旨 多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、広域連合制度を創設する。(省 略)</p> <p>(2) 広域連合の権能 広域連合は、現行の一部事務組合制度より自主性・主体性を発揮できるよう次の権能を有する。 ア 国等は、広域連合に対し直接に権限の移譲を行うことができる。 イ 広域連合は、所掌事務の変更について、構成団体に要請できる。 ウ 広域連合は、広域連合が策定する広域計画に従わない等設置の趣旨に反する行為を行う構成団体に勧告することができる。</p> <p>(5) 広域連合と住民の関係 広域連合については、執行機関のリコール、議会の解散等の直接請求を認めることとする。</p>

事務の共同化等・市町村合併に関する主な答申、勧告等の概要

NO. 2

答申、勧告等	時 期	左 の 骨 子
<p><市町村合併> 第22次地方制度調査会 「小規模町村のあり方 についての答申」</p>	<p>平成元年12月 6日</p>	<p>3 広域行政体制の整備 小規模町村においてはその行財政能力の補完という観点から、広域行政の推進は不可欠である。しかし、他面で、事務の共同処理方式の増加に伴い、事務処理組織が複雑化し、事務相互の調整が不十分となるおそれがあり、その簡素効率化・合理化を進める必要がある。このため、次の措置等を講ずべきである。 ア 一部事務組合の複合化 イ 複合事務組合制度の整備 ウ 「ふるさと市町村圏」施策の推進</p> <p>4 小規模町村の合併 山村、離島等の小規模町村の多くについては、産業振興等により若者の定住を促進し、地域の自立を図ることが基本である。一方で、共同生活意識の高まりなどから関係市町村の自主的判断により合併による規模拡大をめざす地域については、自主的な合併が一層円滑に進められるよう、次の措置等を講ずべきである。 ア 合併特例法の見直し イ 地域特例法の特例措置の整備</p>
<p>臨時行政改革推進審議会（第3次行革審） 最終答申</p>	<p>平成 5年10月27日</p>	<p>2 国と地方の役割分担の本格的な見直し (1) 抜本的な地方分権を進めるために、まず必要なことは、国と地方の役割分担を本格的に見直すことである。</p> <p>5 自立的地方行政体制の確立 (2) 望ましい基礎的自治体の在り方について幅広い議論が行われ、国からの権限の移管等の推進や地方自治体の財政基盤の強化と相まって、市町村の自主的合併が推進されていくことが望まれる。この場合にあっても、国としては、あくまでも地方主導で地域の実情や特色を反映した自治体形成ができるような支援措置を講じるべきである。この観点から、市町村の自主的合併の推進のための措置の在り方について検討を進める必要がある。</p>
<p>第24次地方制度調査会 「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」</p>	<p>平成 6年11月22日</p>	<p>4 市町村の合併についての基本認識 ・ 市町村の合併は、地域の一体的整備、市町村の行財政基盤の強化、住民に身近な行政サービスの充実等を図るための有効で適切な方策である。 ・ 「国土の均衡ある発展」や「地方分権の推進」という今日のわが国の内政における重要な課題に対処するためにも、市町村の自主的な合併を推進していく必要がある。 ・ 市町村の合併の推進に当たっては、住民の共同生活意識の醸成や関係する市町村及び住民の自主的な判断が前提とされなければならない。</p>

事務の共同化等・市町村合併に関する主な答申、勧告等の概要

NO.3

答申、勧告等	時 期	左 の 骨 子
地方分権推進委員会 第2次勧告	平成 9年 7月 8日	<p>市町村合併と広域行政の推進 国・地方を通じた厳しい財政状況の下、今後ともますます増大する市町村に対する行政需要や住民の日常生活、経済活動の一層の広域化に的確に対応するためには、<u>基礎的自治体である市町村の行財政能力の向上、効率的な地方行政体制の整備・確立が重要な課題となっている。このため、(中略)今まで以上に自主的な市町村合併を推進するものとする。</u> また、住民の日常生活や経済活動がますます広域化する一方で、多様化・高度化する住民ニーズに対応したより高度の行政サービスの提供が求められていることから、今まで以上に積極的に広域行政の推進に取り組む必要がある。</p>
第25次地方制度調査会 「市町村の合併に関する答申」	平成10年 4月24日	<p>第1 市町村の合併についての基本的な考え方 次のような要請に応えるためには、<u>市町村の合併により対応することは有効な方策であり、自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要である。</u> ・ 地方分権の成果を十分に活かすことためにも個々の市町村が自立することが求められている ・ 本格的な少子高齢社会における高度かつ多様なサービスの水準の確保が期待されている。 ・ 極めて厳しい財政状況の中での効率的、効果的な行政の展開が求められている。</p> <p>5 市町村行政の広域的展開 交通・情報通信手段の発達、日常社会生活圏の拡大や地域間の連携・協力の促進等により、<u>市町村行政の広域化が要請されている。これについては、広域連合等の活用とその充実を図り、広域的な行政需要に応えることが必要であるが、総合的な行政主体として、地域の課題を包括的に解決するという観点からは、市町村の合併により、意思決定、事業実施等を単一の団体が行うことが効果的である。</u></p> <p>第2 市町村の合併の推進のための方策 市町村の合併が更に一層推進されるよう、合併の障害の除去、合併後の市町村に対する支援、環境整備のための方策等について充実強化するとともに、特例制度や既存制度が効果的に活用されるための方策を早急に講じ、総合的に支援する必要がある。</p>
地方分権推進計画	平成10年 5月29日 (閣議決定)	<p>2 市町村の合併等の推進 交通・情報通信手段の発達、日常社会生活圏の拡大や地域間の連携・協力の促進等により、<u>行政の広域化の必要性が高まってきている。これについては、広域行政機構の活用等により一定の成果があげられてきたところであるが、総合的な行政主体として、人材を確保し、かつ、地域の課題を包括的に解決する観点から、市町村</u></p>

事務の共同化等・市町村合併に関する主な答申、勧告等の概要

NO.4

答申、勧告等	時 期	左 の 骨 子
市町村の合併の推進についての指針	平成11年 8月 6日 (自治事務次官通知)	<p>合併により、意思決定、事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的であり、このような視点に立ちつつ、次のような措置を講じる。</p> <p>(1) 市町村の合併の推進</p> <p>ア 自主的な市町村の合併を推進するため、次のような行財政措置(省略)を講じることとし、このため、必要な法改正を行う。</p> <p>(ア) 市町村が合併を検討する際の参考や目安となる合併パターン等を内容とする市町村の合併の推進についての要綱を都道府県が作成し、周知するよう要請する。</p> <p>第1 市町村合併の推進に当たっての基本的考え方</p> <p>1 市町村合併を推進するための方策 都道府県が平成12年中のできるだけ早い時期に要綱を策定し、全国的な取組を一定の期間内に推進することによって、合併の気運の醸成が図られることが望まれる。</p>
三党(自由民主党、自由党及び公明党・改革クラブ)連立政権合意書	平成11年10月 4日	<p>七 地方分権推進 地方分権推進のため、補助金の統合を一層進めるとともに、市町村合併を促進する見地から財政上のインセンティブの強化を図る。</p>
第26次地方制度調査会「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の確保に関する答申」	平成12年0 月 日	<p>第1 自己決定・自己責任の原則を踏まえた地方分権時代の住民自治制度のあり方</p> <p>1 住民自治の更なる充実方策</p> <p>(1) 住民投票制度 住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るという観点から、重要な課題である。当調査会においては、こうした問題意識のもと、住民投票を代表民主制の補完的な制度として構築できないか検討を行ったところであるが、(中略)一般的な住民投票の制度化については、その成案を得るに至らなかった。(中略)ただ、市町村合併については、まさに地方公共団体の存立そのものに関わる重要な課題であること、地域に限定された課題であることから、その地域に住む住民自身の意思を問う住民投票制度の導入を図ることが適当である。その場合、自主的な市町村合併の推進という観点を踏まえ「市町村の合併の特例に関する法律」において位置付けることとし、制度化に当たっては関係団体の意見を十分聴取の上、円滑な運用が図られるものとするのが適当である。</p>

事務の共同化等・市町村合併に関する主な答申、勧告等の概要

NO.5

答申、勧告等	時 期	左 の 骨 子
<p>地方分権推進委員会 「市町村合併の推進についての意見」</p>	<p>平成12年11月27日</p>	<p>市町村合併の意義</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村合併の必要性 (省略) 2 市町村合併の効果 (省略) <p>他方、市町村合併については、その必要性は十分に認識されているものの、合併のデメリットとして、行政との距離が遠くなることによる住民の利便性の低下、住民の意見の施策への反映やきめ細かなサービスの提供が困難になること、合併後の中心部と周辺部との地域間格差の発生、地域の連帯感の喪失、サービス水準の低下や住民負担の増加などが指摘され、市町村や住民が合併に対して消極的になっている場合もある。これらのデメリットとして挙げられている点については、合併についての関係市町村の協議の中で十分な検討を行い、合併についての行財政措置を十分に活用することなどによって、その解消を図る必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 市町村合併の推進方策 合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が上がるよう、既に講じられている措置に加え、新たに次の措置を講ずることとする。なお、合併特例法の財政措置は、原則として法の期限内に合併するものについてのみ適用されるものであることを関係者は認識して取り組む必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 合併支援体制の整備 (2) 住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入 (3) 合併推進についての指針への追加 (4) 財政上の措置 (5) 旧市町村等に関する対策 (6) 情報公開を通じた気運の醸成
<p>行政改革大綱</p>	<p>平成12年12月1日 (閣議決定)</p>	<p>地方分権の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村合併の推進 <ol style="list-style-type: none"> ア 基本的考え方 地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的 地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政 としての規模の拡大や効率化を図るといふ観点から、与党行財政改革推進協 議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という共通の 認識を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化 する。 (省略)

京都府内における最近の市町村合併関係の動きについて

	京 都 府 の 動 き	国 の 動 き
平成7年4月		市町村合併特例法の一部改正 (住民発議制度の創設)
平成7年11月	平成7年の法改正で創設された住民発議制度により2件の合併請求発議が行われたがいずれも合併協議会の設置を議会に付議しないこととされた。 ・学研3町(田辺町(当時)、木津町、精華町) 平成7年11月17日 ・船井郡及び北桑田郡(園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町、京北町、美山町) 平成8年2月19日	
平成10年12月		市町村合併特例法の一部改正 ・自主的な市町村合併を推進
平成11年8月		市町村の合併の推進に関する指針 ・国は都道府県に合併パターン策定を内容とする市町村合併の推進についての要綱の作成、周知を要請
平成12年2月	市町村合併は、市町村の自主性、主体性を基準に考える必要があることから合併など市町村行財政のあり方について研究調査を行うため府と市町村が共同で「市町村行財政研究調査会」を設置	国は市町村合併の気運醸成のため47都道府県のリレーシンポジウムを開催 (6月下旬～11月)
平成12年11月	合併を含めた市町村行財政のあり方についての議論を深めるためシンポジウムを開催 ・場所 京都市内 ・主催 自治省、京都府、京都新聞社、京都府市長会、京都府町村会	

府内市町村で合併協議会設置の動きには至っていないが、峰山青年会議所や野田川町議会が住民を対象に意向調査を実施するなど、市町村合併を積極的に考える動きがある。